



一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

3

MARCH

2023

目次

●日本年金機構からのお知らせ●

・「資格取得届」「資格喪失届」提出の際の留意点 …2-3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・任意継続健康保険のお手続き ……………4
- ・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証をお持ちの方へ
保険証が変更となった場合は再度申請が必要です！ …5
- ・令和5年1月に申請書の様式を変更しました ……………5
- ・マイナンバーカードが保険証として利用できます ……5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・「写真コンテスト」結果発表&入賞作品介绍 …………… 6-7
- ・「潮干狩り」補助券配付のご案内 ……………8

割引券(補助券)等のご利用に際してのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設で様々な対策がとられています。感染状況により、対策が変更されることなどがありますので、ご予約やお出かけの前に、必ずご利用される施設のホームページ等にて最新情報をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応しています

日本年金機構からのお知らせ

「資格取得届」「資格喪失届」提出の際の留意点

従業員を採用したときや従業員が退職（死亡）したとき、事業主は、管轄の年金事務所に、「被保険者資格取得届」または「被保険者資格喪失届」の提出が必要になります。

3月・4月は、採用や退職による人事異動が多い時期です。提出漏れがないようご注意ください。

被保険者資格取得届 従業員(被保険者)の資格取得日から5日以内に提出**◎資格取得日**

事実上の使用関係が発生した日が資格取得日です。

試用期間であっても、報酬を支払うなど事実上の使用関係が生じていれば、その開始日が資格取得日となります。

◎被扶養者の届出等

従業員（被保険者）に扶養する家族がいる場合は、「被扶養者（異動）届」をあわせて提出してください。

◎70歳以上の方の採用

70歳以上の方を採用した場合は、「70歳以上被用者該当」欄をチェックしてください。

被保険者資格喪失届 従業員(被保険者)の資格喪失日から5日以内に提出**◎資格喪失日**

退職（死亡）日の翌日が資格喪失日です。

月の末日に退職した場合は、翌月1日が資格喪失日となります。「備考」欄に、退職または死亡した年月日を入力してください。

◎健康保険証等の添付

退職（死亡）した従業員（被保険者）とその扶養家族の「健康保険被保険者証」の添付が必要です。電子申請により「被保険者資格喪失届」を提出する場合、回収した「健康保険被保険者証」は電子申請の到達番号を記載のうえ、東京広域事務センターあて郵送してください。

紛失等により添付や返納ができない場合は、「資格喪失届」の「備考」欄に理由を入力するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」（JPEGまたはPDF形式の画像ファイル）を添付してください。

日本年金機構からのお知らせ

20歳以上60歳未満の従業員が資格喪失したら

退職後、間をおかずに他の会社で厚生年金保険等に参加する場合を除き、国民年金の加入手続きが必要です。退職日の翌日から14日以内に、年金手帳等を持参のうえ、お住まいの市区町村役場または年金事務所で手続きを行うよう退職する従業員にお伝えください。

退職後継続して再雇用された方の手続き

60歳以上の方が、退職後、同一の事業所に継続して再雇用されることがあります。

この場合、事業主が「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、通常の随時改定を行うことなく、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することができ、この標準報酬月額に応じて在職老齢年金の額が見直されます。添付書類として次の書類の写し（画像ファイル）が必要になります。

- 「就業規則」「退職辞令」など、退職したことがわかる書類
- 継続して再雇用されたことがわかる「雇用契約書」

以上のものがない場合は「事業主の証明」を添付してください。証明書の様式は指定されていませんが、「退職した日」および「再雇用された日」の記載が必要です。

※継続して再雇用とは、1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。

※事業所の定年制の定めの有無による相違はありません。60歳以後に退職した後、継続して再雇用された場合であれば対象となります。

※法人の役員等が対象の場合の添付書類は、「役員規程」「取締役会の議事録」など役員を退任したことがわかる書類および退任後継続して嘱託社員として再雇用されたことがわかる「雇用契約書」または「事業主の証明」になります。

上記のご案内は、届出データを届出作成プログラムによって作成する届出を想定しています。

なお、お手持ちの労務管理ソフトウェアを活用すると、届出データを作成せずに、もっと簡単に電子申請できる場合もあります。

労務管理ソフトウェアをお使いの場合は、直接メーカーにお問い合わせください。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。
協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

任意継続健康保険のお手続き

ご退職後は以下のいずれかの健康保険制度への加入が必要となります。
保険料等を比較したうえで、ご自身で新しい健康保険への加入手続きをお願いいたします。

| | 国民健康保険 | ご家族の健康保険(被扶養者) | 協会けんぽの任意継続健康保険 |
|------|--|--|--|
| 保険料 | 加入する世帯の人数や前年の所得等によって決定 ※離職理由により保険料が軽減される場合があります | なし ※被扶養者の保険料負担はありません | 退職時の健康保険料の約2倍 ※金額には上限があります |
| 加入条件 | お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください | 家族が加入している健康保険の扶養認定条件を満たしていること ※ご家族の勤務先にお問い合わせください | ●退職までに被保険者期間が継続して 2ヶ月以上 あること ●退職日の翌日から 20日以内 の手続き |
| 手続先 | お住まいの市区町村の国民健康保険担当課 | ご家族の勤務先 | お住まいの都道府県の協会けんぽ支部 |

保険料等を比較した結果、協会けんぽの任意継続健康保険への加入を希望される場合は、
「健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書」をご記入のうえ、**退職日の翌日から20日以内**にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ**必着**でご提出ください。
なお、申出書の提出が退職日の翌日から20日を過ぎてしまうと原則、任意継続健康保険にご加入いただけません。

任意継続被保険者資格取得申出書ダウンロードはこちら▶



任意継続健康保険について詳しくはこちら▶



※令和5年1月より、申請書の様式を変更しております。
新様式の申請書をご使用ください。(P.5中段をご覧ください)

【被扶養者がいる場合の添付書類】

※被扶養者となる方が国内居住の場合

※令和5年1月の申請書の様式変更に伴い、被扶養者がいる場合の添付書類等の取扱いに変更されています。

| | 在職時より引き続き被扶養者となる場合 | | 任意継続の資格取得と同時に新たに被扶養者となる場合 |
|---------|-----------------------------|--|--|
| | マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合(※1) | マイナンバーによる情報照会の実施を希望しない場合 | |
| 被保険者と同居 | ●添付書類不要(※2) | ●収入を証明する書類 | ●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●同居していることを証明する書類 |
| 被保険者と別居 | ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類 | ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類 | ●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類 |

※1 在職時より引き続き被扶養者となる方の収入状況の確認のため、申請書裏面(2ページ)の下段「情報照会欄」に住民票住所の郵便番号を記載してください。

※2 協会けんぽがマイナンバーを未収録である場合や、照会の結果、情報を取得できない場合は、添付書類の提出が必要になる場合があります。

お問い合わせ先 業務グループ TEL: 043-382-8311 (代表)

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

特定疾病療養受療証、限度額適用認定証をお持ちの方へ 保険証が変更となった場合は再度申請が必要です！

任意継続健康保険に加入した場合や、
転職等で新たに健康保険の資格を取得した場合には、
再度、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証の
申請が必要です。

以前に作成したものは使用できませんのでご注意ください。

※令和5年1月より、申請書の様式を変更しております。

限度額適用認定証
申請書ダウンロードは
こちら▼

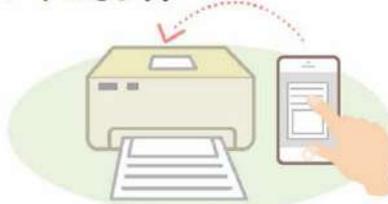


特定疾病療養受療証
申請書ダウンロードは
こちら▼



令和5年1月に 申請書の様式を変更しました

令和5年1月より、申請書の様式を変更しております。
旧様式の申請書で提出された場合、事務処理に時間を要しますので、
新様式の申請書の使用をお願いいたします。
申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



新様式の
申請書ダウンロードは
こちら▼



お問い合わせ先 業務グループ TEL：043-382-8311（代表）

マイナンバーカードが保険証として利用できます

令和3年10月20日より一部の医療機関や薬局の窓口にて保険証のほかに、マイナンバーカードが
保険証として利用できるようになりました。

令和5年4月1日からおおむねすべての医療機関・薬局で使うことのできるよう導入が進められています。
なお、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前にマイナポータルでの申込みが必要です。

メリット4点のご紹介

1 就職・転職・引越後も
保険証として利用できます

2 マイナポータル[※]で
特定健診情報や薬の情報を
確認できます

3 マイナポータルで
確定申告の医療費控除が
簡単になります

4 手続きなしで限度額以上の
一時的な支払が不要
になります

※マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワン
ストップで可能になり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

厚生労働省
特設ページは
こちら▼



保険証利用の
お申し込みは
こちら▼



お問い合わせ先 企画総務グループ TEL：043-382-8315



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645
千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階



043-382-8311（代表）

千葉県社会保険協会からのお知らせ



令和4年度
写真コンテスト

結果発表

機関誌『社会保険ちば 2022 年秋号』およびホームページ『月刊社保ちば 2022 年 11 月号』にてご案内しました「写真コンテスト」には、県内会員事業所被保険者の皆様から、47 点の応募作品が寄せられました。全日本写真連盟 関東本部委員・丹羽敏憲先生による厳選なる審査の結果、次の方々の作品が入賞されました。次頁にて入賞作品をご紹介します。



推薦

河合 正雄 (社福)豊富福祉会

特選

芦田 幸男 誠自動車(株)

目良 茂 (一財)千葉県社会保険協会

準特選

河合 千賀子 (社福)豊富福祉会

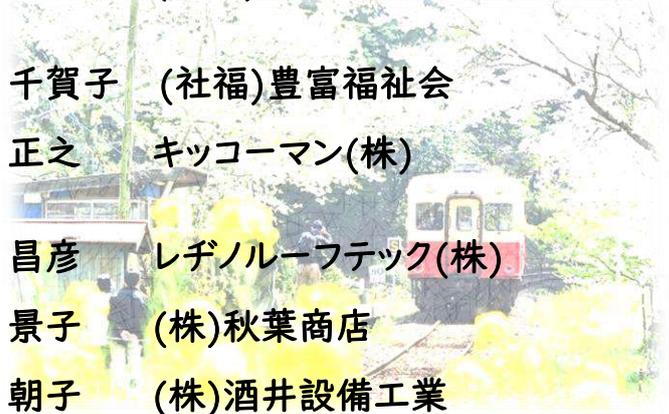
横張 正之 キッコーマン(株)

秀作

戸口 昌彦 レヂノルーフテック(株)

秋葉 景子 (株)秋葉商店

酒井 朝子 (株)酒井設備工業



※敬称略

コンテスト総評

千葉県内を対象としていた風景写真、自由作品等のジャンルからスタートして、新しい視点、綺麗な情景を見つけることに着目した主流から、撮影範囲が広がると共に歴史や文化を見据えた撮影意図で、五感を通して訴える作品が多くなって来た。一步前進して、スナップ写真の分野では、コロナ禍の社会現象、家族、趣味、環境の楽しい情景などにも想いを寄せた力作がみられた。社会の変動を見逃せない世相の中で写真が活躍しているのは意義深い。写真が真実を物語る役割を果たしていること、現代を記録に残して、将来に夢を託す虹の架け橋になれば、本懐とするところです。

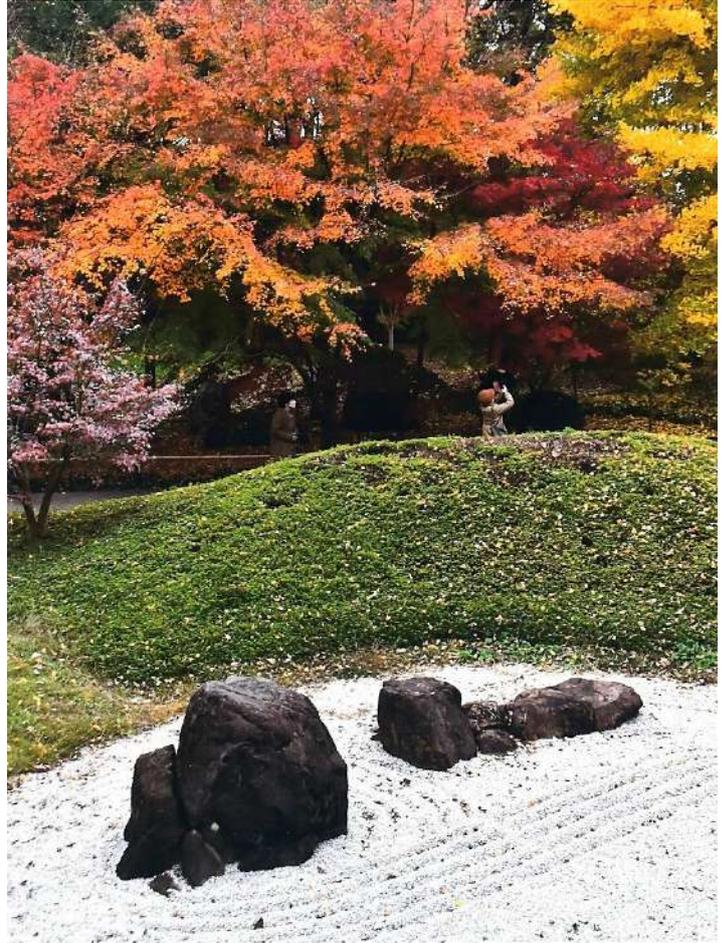
全日本写真連盟関東本部委員 丹羽 敏憲

千葉県社会保険協会からのお知らせ

入賞作品紹介

推薦「秋山水」 河合 正雄 氏 →

（講評）枯山水を前景に取り込んで、庭園内に広がる紅葉の多彩な秋景色が素晴らしい。東京は世田谷区九品仏で見つけたコンパクトな秋模様ですが、紅葉の最盛期の階調の美しさに加えて、緑の芝生、石庭の画面構成のカラフルな調和が和風な情緒を引き立たせる魅力がある。添景の人物像もよいアクセントになっている。



↓ 特選「都会のタクシー」 芦田 幸男 氏

（講評）日本橋のビジネス街にも陽が届くようになって初春の兆しが見えてきた。街を行く人たちは皆マスク姿で、官庁に出入りする人々も個人タクシーを利用しながら、マスク姿での出入が目立つ。コロナ禍の安全衛生と自粛ムードが徹底した堅苦しい雰囲気支配する。開放された三年越しの春を待つ心境が熱望されている。



特選「大内宿」 目良 茂 氏 →

（講評）新雪にすっかり覆われた会津・大内宿にも観光客の動く姿が見えて、枯れ木やブナの林も雪化粧で華やかさを演出している。積雪は茅葺屋根の輪郭を明暗に塗り分けて、つららや雪庇でその質感を誇示している様に見える。先方の山並みは吹雪模様でも、街並みを奥深くまで、精細な画質でシャープな描写が立派です。



千葉県社会保険協会からのお知らせ



準特選「青空の中を走る新年号」 横張 正之 氏 ←

（講評）新年を祝う特別なS Lの撮影をベストな天候条件、撮影場所の計画のもとに、作品に纏める努力に敬意を表すところです。日光の郊外、さび色の鉄橋を渡る、蒸気機関車は見るからに黒光りに磨き込んで、新年のフェースプレートで飾り付けられた特別なS Lであり、機関手も撮影者の暗黙の呼びかけに呼応しているらしい。

← 準特選「天空の樂園」 河合 千賀子 氏

（講評）お台場の中の初夏の風物詩をイメージした情景で纏め上げています。アヤメの花咲く池の中に写し込んだ、緑の丘、高層マンション、青空の池の映り込みが印象を強調しています。ローアングルで捉えた小高い丘と背後に聳える高層マンションの見上げる構図に夢が託されています。青空に棚引く梅雨明けの雲の流れが開放的です。

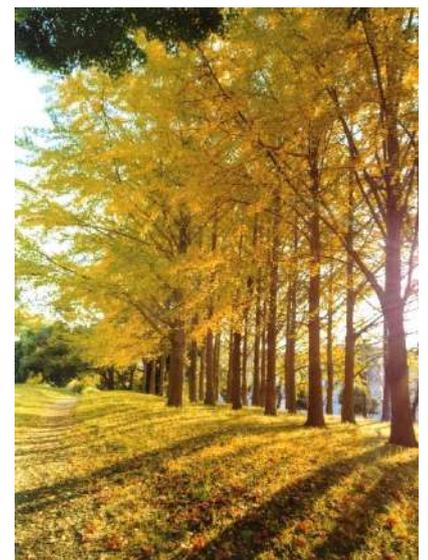


← 秀作「梅雨空の下」 戸口 昌彦 氏

（講評）紫陽花の花咲く土手を前景にして、鉄橋を渡る橙色のディーゼルカーが綺麗に浮き立って走っている。岡山市の私鉄沿線が走るこの山間は川幅こそ広いが、僅かな水の流れに、山野草に恵まれた河原になっている。異色の車輛が緑の自然に恵まれた郊外を走ること、人気がある。

↓ 秀作「綱引き」 秋葉 景子 氏

（講評）小学校の運動会の定番になっている競技は現在も継続しているのは嬉しい。しかし、少子化する社会情勢に合わせて少人数の対抗になっている。方式は変わっても、教育目標に変わりなく、我が子の写真、取り巻く環境の記録に作品のダイレクトなテーマが当然のように設定されている。理想的には、人間大好きまで、引き揚げたい。



秀作「もうすぐ秋」 酒井 朝子 氏 ↑

（講評）村上緑地公園の銀杏の黄葉を題材に取り組んで、携帯電話をカメラにを使って、綺麗な写真に仕上げられているのを高く評価します。黄葉を照らす斜光線のカメラアングルが上手く、黄葉の色調の発色範囲が広範囲になり、豊かな彩度がとれた。地面の黄葉に光線を充てて黄葉美を加えた。木陰の構図構成が有効です。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

木更津市
江川海岸

『潮干狩り』補助券を配付しています

- 利用期間 2023(令和5)年 **3月18日(土)~7月17日(祝・月)**
- ところ 木更津市江川海岸 潮干狩り場 ☎0438-41-1960(営業時間のみ)
新木更津市漁業協同組合江川支所 ☎0438-41-2234(代)
(旧 江川漁業協同組合) HP <http://egawa-gyokyou.or.jp>
- 参加資格 当協会会員事業所の健康保険被保険者様と被扶養者 ※ただし事業所 25 枚まで
- 入場料 入場料より補助料金を差し引いた金額を当日潮干狩り場(第3料金所)にてお支払い下さい。



潮干狩り料金表(網なし)

| | 区分 | 契約料金 (団体料金) | 補助料金 | 窓口支払料金 |
|----|--------|----------------|-------|-----------------|
| 大人 | 中学生以上 | ¥ 1,900 | ¥ 750 | ¥ 1,150(2kg まで) |
| 小人 | 4歳~小学生 | ¥ 950 | ¥ 450 | ¥ 500(1kg まで) |



※大人2kg、小人1kg 以上の採貝は、超過扱いとなり自己負担となります。
(超過採貝料金:1kgにつき1,000円)

2023年(令和5年) 潮見表

赤字は、日曜・祝・祭日、青文字は土曜日

下記の時間帯が潮干狩りに適しますが、当日の気象条件により多少変化します。
※印の日は、潮干狩りはできません。

| 3月 | | | | | | | | | 25(土) | 26(日) | 27(月) | 28(火) | 29(水) | 30(木) | 31(金) | |
|----|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|-------|------------|------------|
| | | | | | | | | | 11:00~15:00 | 11:30~15:30 | 12:30~16:00 | * | * | * | * | |
| 4月 | 1(土) | 2(日) | 3(月) | 4(火) | 5(水) | 6(木) | 7(金) | 8(土) | 9(日) | 10(月) | 11(火) | 12(水) | 13(木) | 14(金) | 15(土) | 16(日) |
| | * | * | * | * | * | 10:00~12:30 | 10:00~13:30 | 10:00~14:00 | 10:30~14:30 | 11:00~15:30 | 12:00~16:00 | * | * | * | * | * |
| | 17(月) | 18(火) | 19(水) | 20(木) | 21(金) | 22(土) | 23(日) | 24(月) | 25(火) | 26(水) | 27(木) | 28(金) | 29(祝) | 30(日) | | |
| | * | * | 9:00~11:30 | 9:00~12:30 | 9:30~13:30 | 10:00~14:30 | 10:30~15:00 | 11:00~15:30 | 12:00~16:00 | * | * | * | * | * | | |
| 5月 | 1(月) | 2(火) | 3(祝) | 4(祝) | 5(祝) | 6(土) | 7(日) | 8(月) | 9(火) | 10(水) | 11(木) | 12(金) | 13(土) | 14(日) | 15(月) | 16(火) |
| | * | * | * | 9:00~11:30 | 9:00~12:30 | 9:00~13:30 | 9:30~14:00 | 10:00~14:30 | 10:30~15:30 | 11:30~16:00 | * | * | * | * | * | * |
| | 17(水) | 18(木) | 19(金) | 20(土) | 21(日) | 22(月) | 23(火) | 24(水) | 25(木) | 26(金) | 27(土) | 28(日) | 29(月) | 30(火) | 31(水) | |
| | 8:00~10:30 | 8:00~11:30 | 8:30~12:30 | 9:00~13:30 | 9:30~14:00 | 10:00~14:30 | 11:00~15:00 | 11:30~15:30 | 12:30~16:00 | * | * | * | * | * | * | |
| 6月 | 1(木) | 2(金) | 3(土) | 4(日) | 5(月) | 6(火) | 7(水) | 8(木) | 9(金) | 10(土) | 11(日) | 12(月) | 13(火) | 14(水) | 15(木) | 16(金) |
| | * | 8:00~11:30 | 8:00~12:30 | 8:30~13:30 | 9:00~14:00 | 9:30~15:00 | 10:30~15:30 | 11:30~16:00 | * | * | * | * | * | * | 7:30~10:30 | 7:30~11:30 |
| | 17(土) | 18(日) | 19(月) | 20(火) | 21(水) | 22(木) | 23(金) | 24(土) | 25(日) | 26(月) | 27(火) | 28(水) | 29(木) | 30(金) | | |
| | 8:00~12:30 | 8:30~13:30 | 9:30~14:00 | 10:00~14:30 | 10:30~15:00 | 11:30~15:00 | 12:30~15:00 | * | * | * | * | * | * | * | | |
| 7月 | 1(土) | 2(日) | 3(月) | 4(火) | 5(水) | 6(木) | 7(金) | 8(土) | 9(日) | 10(月) | 11(火) | 12(水) | 13(木) | 14(金) | 15(土) | 16(日) |
| | 7:30~11:30 | 8:00~12:30 | 8:30~13:00 | 9:00~14:00 | 10:00~14:30 | 10:30~15:00 | 11:30~15:30 | * | * | * | * | * | * | * | 8:00~11:30 | 8:30~12:00 |
| | 17(祝) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9:00~13:00 | | | | | | | | | | | | | | | |

- 申込方法 下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、補助券送付先を記入した返信用封筒(94円切手貼付)を必ず同封のうえ、郵送にて当協会へお申込みください。※同封いただく返信用封筒にて補助券および潮見表を送ります。
※補助券がなくなり次第、配付終了といたします。

※コピーしてお申込みください

江川海岸潮干狩り補助券申込書

潮干狩り補助券 大人 _____ 枚
小人 _____ 枚
を申込みます。

事業所記号 _____ 事業所番号 _____

事業所名 _____

※返信先記入済の返信用封筒(切手貼付)を必ず同封してください。

所在地 〒 _____

T E L _____